

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ	公 告	
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (乙訓保健所)	759	○公共測量の実施 (用地課)	771
○京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示 (文教課)	〃	○一般競争入札の実施 (公営企業管理事務所)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定 (山城広域振興局)	771	公 安 委 員 会	
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生のための同意の認定 (水産事務所)	〃	○京都府道路交通規則の一部を改正する規則	774

告 示

京都府告示第523号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和6年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
長岡京市神足典薬1の10の一部、1の11の一部及び寺田1の一部（次の図に示す部分に限る。）	砒素及びその化合物並びに六価クロム化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府乙訓保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

京都府告示第524号

京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示

京都府奨学のための給付金支給要綱（平成26年京都府告示第446号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「の規定」を削り、「生業扶助」の右に「(高等学校等就学費に限る。)」を加える。

第3条第1項第4号中「(平成11年4月30日付け厚生省発見第86号厚生事務次官通知)」を「(令和5年5月10日付けこ支家第47号子ども家庭庁長官通知)」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(災害等の場合の特例)

第4条の2 前3条の規定にかかわらず、加算給付金を次の各号のいずれにも該当する保護者等に支給する。

- (1) 災害その他知事が別に定める事由（以下「災害等」という。）により、当該保護者等が扶養している高校生等（加算給付金の支給を受けようとする保護者等が当該加算給付金に係る高校生等である場合（その者が主として他の者の収入により生計を維持している場合を除く。）にあつては、当該保護者等である高校生等）が、その在籍している高等学校等の定めるところにより校内等で着用することが義務付けられている制服の一式又はその一部で知事が必要と認めるものを喪失し、又は毀損したため、これに代わる制服の購入を行う必要が生じたものであること。
- (2) 当該保護者等が給付金の支給（第3条第4項の規定による支給を除く。）を受ける者であること。
- (3) 当該保護者等が扶養している高校生等が住民税所得割非課税等世帯に属する者であり、かつ、生活保護世帯に属する者でないこと。
- (4) 他の地方公共団体から当該制服の購入に係る給付金等を受けていないこと。

2 加算給付金の支給は、当該災害等につき1回とし、その支給額は、次の各号に掲げる高校生等の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 私立校生（別表の備考の1の(1)に規定する私立校生をいう。） 1人当たり81,000円
- (2) 国公立校生（別表の備考の1の(2)に規定する国公立校生をいう。） 1人当たり64,800円

3 前2項に定めるもののほか、加算給付金の申請その他の手続に関し必要な事項については、知事が別に定める。

別表中「137,600円」を「142,600円」に、「117,100円」を「122,100円」に改める。

別記第1号様式から別記第1号の3様式までを次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

京都府奨学のための給付金申請書

年 月 日

京都府知事 様

京都府奨学のための給付金支給要綱に基づき、給付金の受給を申請します。

次の5点を確認の上、□にレ印を記入してください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、京都府の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私は、京都府以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っておりません。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所している者を除く。）は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費のいずれについても支弁対象者となっておりません。
<input type="checkbox"/>	<p>京都府奨学のための給付金支給要綱第1条に規定する給付金（以下「給付金」という。）と次に掲げる同種の資金との併給調整に当たり、給付金の申請書及び添付書類に含まれる個人情報等を、知事が当該個人情報の利用目的以外の目的で利用し、又は京都府教育委員会に提供することに同意します。</p> <p>(1) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）第2条に規定する修学奨励金</p> <p>(2) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第2条第3号に規定する修学金</p> <p>(3) 交通遺児奨学金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）第1に規定する奨学金等</p> <p>(4) 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）第1に規定する奨学金等</p> <p>(5) 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）第1に規定する奨学金等</p> <p>※ 高校生等が成年の場合は、当該高校生等の署名が必要です。</p> <p style="text-align: right;">高校生等の署名 _____</p>

1 申請者に関する事項

フリガナ		〒
申請者氏名		申請者住所
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）	
連絡先電話番号		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

2 高校生等に関する事項

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
在学する学校	所在地	都道府県 市区町村	課程 □全日制 □定時制 □通信制 □専攻科
	学校の名称	国公立 私立	学年等 年 組 番
	在学期間	年 月 日 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数 なし □ 1回 □ 2回 □ 3回 □ 4回 □ 不明 □
前籍校（高等学校等）における在学期間	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし □ 1回 □ 2回 □ 3回 □ 4回 □ 不明 □
	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし □ 1回 □ 2回 □ 3回 □ 4回 □ 不明 □
	私立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし □ 1回 □ 2回 □ 3回 □ 4回 □ 不明 □

3 保護者等に関する事項 高校生等の保護者等全員（申請者を含む。）について記入してください。

フリガナ		〒
氏名		住所
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）	
フリガナ		〒
氏名		住所
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）	

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

保護者等の住所が京都府外である場合、その理由を記入してください。

--

4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について
提出する証明書等について、（1）から（3）までの当てはまる□にレ印を付けてください。

(1) 申請年度の7月1日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していることが分かる証明書を提出します。

- (2)
- | | |
|---|---|
| ① | <input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。 |
| | <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者（氏名）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。 |
| ② | <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。 |
| | <input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。 |
| ③ | <input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分の課税証明書等を提出します。 |
| ④ | <input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。 |
| ⑤ | <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分の課税証明書等を提出します。 |
| ⑥ | <input type="checkbox"/> 高校生等本人の課税証明書等を提出します。 |

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

(3) 所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもない場合）であるが、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないため、課税証明書等を提出しません。

※（2）及び（3）に当てはまる場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

私の世帯は、申請年度の7月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生である者を除く。）に関する事項
「高校生等に関する事項」に記載した高校生等に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（申請年度の7月1日に、高校生等と同じ保護者等に扶養されている者で中学生でない者に限る。）がいる場合は、次の□にレ印を付し、その者の氏名等を記入してください。
なお、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給している場合は、記入不要です。

私（申請者）と次の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

続柄 (注)	フリガナ	生 年 月 日	高等学校等の所在地	課 程
	氏 名		高等学校等の名称	
		年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない

注 申請者（扶養者）から見た被扶養者との続柄を記載してください。

6 在学状況等に関する証明

申請年度の7月1日に在学する学校の校長による証明を受けてください。

- 1 この申請に係る生徒は、申請年度の7月1日現在、本校に在学しています。
- 2 この申請に係る生徒に関する高等学校等在学期間は、この申請書に記載のとおりです。
- 3 本校は、高等学校等就学支援金の支給対象校です。
- 4 この申請に係る生徒は、高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給を受ける資格を有する者です。
以上、証明します。

年 月 日

学校の所在地

学校名

校長名

印

7 給付金の振込先口座

振込先口座									
	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所	預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
口座番号		口座名義人（フリガナ）						金融機関コード※記入不要	
	姓		名						

- ※ 1 振込先口座については、原則として申請者が開設する口座を記入してください。
やむを得ず申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合は、委任状を添付してください。
- 2 上記の情報を確認することができる振込先口座の通帳の写し等を添付してください。

<振込先口座の通帳の写し等をこちらに貼り付けてください。>

※ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人（フリガナ）が記載されているページの写し等を貼り付けてください。

第1号の2様式（第5条関係）

京都府奨学のための給付金申請書

年 月 日

京都府知事 様

京都府奨学のための給付金支給要綱に基づき、給付金の受給を申請します。

次の5点を確認の上、□にレ印を記入してください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、京都府の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私は、京都府以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所している者を除く。）は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費のいずれについても支弁対象者となっておりません。
<input type="checkbox"/>	<p>京都府奨学のための給付金支給要綱第1条に規定する給付金（以下「給付金」という。）と次に掲げる同種の資金との併給調整に当たり、給付金の申請書及び添付書類に含まれる個人情報、知事が当該個人情報の利用目的以外の目的で利用し、又は京都府教育委員会に提供することに同意します。</p> <p>(1) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）第2条に規定する修学奨励金</p> <p>(2) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第2条第3号に規定する修学資金</p> <p>(3) 交通遺児奨学金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）第1に規定する奨学金等</p> <p>(4) 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）第1に規定する奨学金等</p> <p>(5) 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）第1に規定する奨学金等</p> <p>※ 高校生等が成年の場合は、当該高校生等の署名が必要です。</p> <p style="text-align: right;">高校生等の署名 _____</p>

1 申請者に関する事項

フリガナ		〒
申請者氏名		申請者住所
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）	
連絡先電話番号		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

2 高校生等に関する事項

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
在学する学校	所在地	都道府県 市区町村	課程 <input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科
	学校の名称	国公立	学年等 年 組 番
	在学期間	年 月 日 ~ 在学中	在学中に給付金を受給した回数 なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>
前籍校（高等学校等）における在学期間	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>
	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>
	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回 <input type="checkbox"/> 3回 <input type="checkbox"/> 4回 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/>

3 保護者等に関する事項 高校生等の保護者等全員（申請者を含む。）について記入してください。

フリガナ		住所	〒
氏名			<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		
フリガナ		住所	〒
氏名			<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

保護者等の住所が京都府外である場合、その理由を記入してください。

--

4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

提出する証明書等について、以下の当てはまる□にレ印を付けてください。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。
	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者（氏名 ）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
②	<input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。
	<input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分の課税証明書等を提出します。
④	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分の課税証明書等を提出します。
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等本人の課税証明書等を提出します。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

※ 次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/> 私の世帯は、基準日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。
--

5 家計の急激な変動について

家計の急激な変動が生じた日	年	月	日
家計の急激な変動の理由			
※ 今回の申請は、家計の急激な変動により住民税所得割非課税相当に減収が見込まれることによる申請ですので、申請後、支給決定までの間に収入が増額となる等、状況に変更があった場合は、直ちに申し出てください。			

6 基準日現在の扶養状況の確認

(1) 基準日現在、申請者（親権者）に扶養されている者がいる場合は、次の□にレ印を記入し、当該申請者及び扶養されている者全員を次の表に記入してください。

扶養されている者が高等学校等に在学している場合は、高等学校等の所在地及び名称も記入してください。

私（申請者）と次の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

続柄 (注1)	フリガナ		生 年 月 日	高等学校等の所在地	課 程
	氏 名			高等学校等の名称	
			年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			年 月 日	国公立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない

注1 申請者（親権者）から見た被扶養者との続柄を記載してください。

(2) 基準日現在、申請者（親権者）以外の親権者に扶養されている者がいる場合は、当該親権者及び当該親権者に扶養されている者全員を次の表に記入してください。

続柄 (注2)	フリガナ		生 年 月 日	続柄 (注2)	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名				氏 名		
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日
			年 月 日				年 月 日

注2 申請者（親権者）以外の親権者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

7 在学状況等に関する証明

基準日に在学する学校の校長による証明を受けてください。

- 1 この申請に係る生徒は、基準日現在、本校に在学しています。
- 2 この申請に係る生徒に関する高等学校等在学期間は、この申請書に記載のとおりです。
- 3 本校は、高等学校等就学支援金の支給対象校です。
- 4 この申請に係る生徒は、高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給を受ける資格を有する者です。
以上、証明します。

年 月 日

学校の所在地
学校名
校長名 印

8 給付金の振込先口座

振込先口座			
銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所	預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	口座名義人フリガナ		金融機関コード※記入不要
	姓	名	

- 注 1 振込先口座については、原則として申請者が開設する口座を記入してください。
やむを得ず申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合は、委任状を添付してください。
- 2 上記の情報を確認することができる振込先口座の通帳の写し等を添付してください。

<振込先口座の通帳の写し等をこちらに貼り付けてください。>
※ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人（フリガナ）が記載されているページの写し等を貼り付けてください。

第1号の3様式（第5条関係）

京都府奨学のための給付金申請書

年 月 日

京都府知事 様

京都府奨学のための給付金支給要綱に基づき、給付金の受給を申請します。

次の5点を確認の上、□にレ印を記入してください。

<input type="checkbox"/>	この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
<input type="checkbox"/>	この申請書に虚偽の記載があった場合は、京都府の求めに従いその全額を即時返還します。
<input type="checkbox"/>	私は、京都府以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
<input type="checkbox"/>	この申請の対象となる高校生等（母子生活支援施設に入所している者を除く。）は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に基づく措置費等のうち、見学旅行費又は特別育成費のいずれについても支弁対象者となっておりません。
<input type="checkbox"/>	<p>京都府奨学のための給付金支給要綱第1条に規定する給付金（以下「給付金」という。）と次に掲げる同種の資金との併給調整に当たり、給付金の申請書及び添付書類に含まれる個人情報、知事が当該個人情報の利用目的以外の目的で利用し、又は京都府教育委員会に提供することに同意します。</p> <p>(1) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例（昭和50年京都府条例第10号）第2条に規定する修学奨励金</p> <p>(2) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例（平成14年京都府条例第34号）第2条第3号に規定する修学資金</p> <p>(3) 交通遺児奨学金等支給要綱（昭和44年京都府告示第136号）第1に規定する奨学金等</p> <p>(4) 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和49年京都府告示第241号）第1に規定する奨学金等</p> <p>(5) 京都府高校生給付型奨学金等支給要綱（昭和51年京都府告示第174号）第1に規定する奨学金等</p> <p>※ 高校生等が成年の場合は、当該高校生等の署名が必要です。</p> <p style="text-align: right;">高校生等の署名 _____</p>

1 申請者に関する事項

フリガナ		〒
申請者氏名		申請者住所
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）	
連絡先電話番号		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

2 高校生等に関する事項

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名					
在学する学校	所在地	都道府県	市区町村	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科
	学校の名称	国公立		学年等	年 組 番
	在学期間	年 月 日 ~ 在学中			在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
前籍校（高等学校等）における在学期間	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		
	国公立	年 月 日 ~	在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

3 保護者等に関する事項 高校生等の保護者等全員（申請者を含む。）について記入してください。

フリガナ		住所	〒
氏名			<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		
フリガナ		住所	〒
氏名			<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じであるため、記入を省略します。
高校生等との関係	親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・主たる生計維持者 ・高校生等本人・その他（ ）		

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

保護者等の住所が京都府外である場合、その理由を記入してください。

--

4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について
提出する証明書等について、（1）から（3）までの当てはまる□にレ印を付けてください。

(1) 申請年度の4月1日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していることが分かる証明書を提出します。

- (2)
- ① 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。
 - 控除対象配偶者（氏名 ）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
 - ② 離婚、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。
 - 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
 - ③ 未成年後見人（ ）名分の課税証明書等を提出します。
 - ④ 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。
 - ⑤ 主たる生計維持者1名分の課税証明書等を提出します。
 - ⑥ 高校生等本人の課税証明書等を提出します。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

(3) 所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもない場合）であるが、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないため、課税証明書等を提出しません。

※（2）及び（3）に当てはまる場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

私の世帯は、申請年度の4月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生である者を除く。）に関する事項
「高校生等に関する事項」に記載した高校生等に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（申請年度の4月1日に、高校生等と同じ保護者等に扶養されている者で中学生でない者に限る。）がいる場合は、次の□にレ印を付し、その者の氏名等を記入してください。
なお、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給している場合は、記入不要です。

<input type="checkbox"/> 私（申請者）と次の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。				
続柄 (注)	フリガナ	生 年 月 日	高等学校等の所在地	課程
	氏 名		高等学校等の名称	
		年 月 日	国公立 私立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公立 私立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公立 私立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公立 私立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない

注 申請者（扶養者）から見た被扶養者との続柄を記載してください。

6 在学状況等に関する証明

申請年度の4月1日に在学する学校の校長による証明を受けてください。

1 この申請に係る生徒は、申請年度の4月1日現在、本校に在学しています。 2 この申請に係る生徒に関する高等学校等在学期間は、この申請書に記載のとおりです。 3 本校は、高等学校等就学支援金の支給対象校です。 4 この申請に係る生徒は、高等学校等就学支援金（又は学び直し支援金）の支給を受ける資格を有する者です。 以上、証明します。 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 年 月 日 学校の所在地 学校名 校長名 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div>

7 給付金の振込先口座

振込先口座									
銀行 金庫 組合			本店 支店 出張所				預金種別 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		
口座番号			口座名義人（フリガナ）				金融機関コード※記入不要		
姓			名						

- 注 1 振込先口座については、原則として申請者が開設する口座を記入してください。
 やむを得ず申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合は、委任状を添付してください。
 2 上記の情報を確認することができる振込先口座の通帳の写し等を添付してください。

<振込先口座の通帳の写し等をこちらに貼り付けてください。>
 ※ 金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人（フリガナ）が記載されているページの写し等を貼り付けてください。

附 則

- この告示は、令和6年10月22日から施行し、この告示による改正後の京都府奨学のための給付金支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和6年度分の給付金から適用する。
- この告示による改正前の京都府奨学のための給付金支給要綱別記様式による用紙は、当分の間、新要綱別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

京都府告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和6年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

京都府告示第526号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

宮津市加入区
伊根町加入区

京都府告示第527号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公共測量を実施する旨測量計画機関の長である向日市長から通知があった。

令和6年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 測量の地域
向日市内全域
- 測量の期間
令和6年10月16日から令和7年3月31日まで
- 測量の種類
公共測量（道路台帳図データ更新）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年10月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊

<p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達の名称及び数量</p> <p>ア 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達一式</p> <p>イ 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達一式</p> <p>(2) 調達物品の仕様等</p> <p>入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 調達期間</p> <p>ア 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p>イ 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達令和7年4月18日から令和8年4月17日まで</p> <p>(4) 調達施設</p> <p>ア 京都府公営企業管理事務所 福知山市字石原1158</p> <p>イ 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場 綾部市多田町黒岩10番地1</p> <p>(5) 契約期間</p> <p>契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。</p> <p>なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等</p> <p>〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部入札課 電話番号 (075) 414-5442 ファクシミリ番号 (075) 414-5450</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等</p> <p>〒620-0804 福知山市字石原1158 京都府公営企業管理事務所工業用水道課 電話番号 (0773) 27-0160</p> <p>(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等</p> <p>ア 交付期間 令和6年10月22日(火)から令和6年11月15日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間</p> <p>イ 入手方法</p> <p>(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。</p> <p>(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格</p> <p>入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p>	<p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。 大分類「燃料類」一小分類「電力」</p> <p>(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。</p> <p>(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和6年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。</p> <p>(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認手続</p> <p>入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 2の(3)のアに同じ。</p> <p>(2) 提出方法</p> <p>ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。 なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。</p> <p>イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。</p> <p>(3) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。</p> <p>(4) その他</p>
---	--

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)と同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 6 年 11 月 1 日 (金) 午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号 (075) 414-4708

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 6 年 11 月 1 日 (金) 午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 6 年 12 月 10 日 (火) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 6 年 12 月 11 日 (水) 午前 8 時 30 分から午前 10 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 6 年 12 月 10 日 (火) 午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指

定する。

エ 開札日時

令和 6 年 12 月 11 日 (水) 午前 10 時 15 分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その

他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否
要する。

8 入札保証金
免除する。

9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

- (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る令和7年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することができる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、

入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

12 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Supply of electricity for Kyoto Public Corporation Management Office
 - b. Supply of electricity for the Kyoto Public Corporation Management Office Ayabe Relay Pumping Station
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Tuesday, October 22, 2024 to 5:15 PM on Friday, November 15, 2024
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Tuesday, December 10, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Wednesday, December 11, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Tuesday, December 10, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Wednesday, December 11, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

公 安 委 員 会

京都府道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月22日

京都府公安委員会
委員長 在 田 正 秀

京都府公安委員会規則第8号

京都府道路交通規則の一部を改正する規則

京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。